

休日の労働制限は？

残業を回避したはずが

問

奥さんが第二子を妊娠した同僚と、今後残業をする・しないという話をしました。残業がなくなっても休日出勤を命じられたら、という話になりよく分からなくなりましたが、法的にはどうなっていますか。

「所定外」は免除対象に

答

女性に関して、妊産婦（妊娠中または産後1年を経過しない女性）は、本人の請求により時間外の制限がありますが、条文（労基法66条）に休日に労働させてはならない、と規定しています。もっともここでいう休日は法定休日と解されます。育介法では、「所定外労働の制限」「時間外労働の制限」の2種類の規定が設けられています。対象は女性に限りません。前者は、3歳に満たない子を養育する場合に所定労働時間を超えて労働させてはならないというものです（法16条の8）。ここでいう所定労働時間ですが、これは、就業規則等において労働者が労働契約上労働すべき時間として定められた時間の意（平28・8・2雇発0802第3号）とあります。厚労省は過去、所定労働時間以外の勤務を一定程度制限する効果を有するという書き方もしていました（節電に向けた労働時間の見直しなどに関するQ&A）。所定外として広く休日も制限の対象に含むイメージです。